

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（199）」
2. 日時：平成29年7月3日 13時30分～17時00分
3. 場所：原子力規制庁 18階A会議室、18階C会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、義崎管理官補佐、伊藤安全審査官、近田安全審査官、
正岡安全審査官、皆川安全審査官、高嶋原子力規制専門員

（シビアアクシデント研究部門）

舟山首席技術研究調査官、小城技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員 発電管理室室長（許認可担当）

他15名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 機械保守課副課長

中国電力株式会社：電源事業本部 担当（原子力設備）

電源開発株式会社：設備技術室 機械設備技術タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所 重大事故等対処設備について』における、設置許可基準規則等への適合性のうち「フィルタベント」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 放射性物質の格納容器からの漏えい率の設定に使用している評価式の適用範囲及び選定理由を整理して説明した資料を提出すること。
 - 格納容器内でのエアロゾルに対する除去効果について先行審査プラントとの違いを整理して説明した資料を提出すること。
 - 格納容器外への核分裂生成物の放出割合の設定の考え方を整理して説明した資料を提出すること。
 - 「第1表 放出量評価条件」について、サプレッションプールでのスクラビングによる無機よう素の除染係数（DF）を10としている考え方を整理して説明した資料を提出すること。
 - 降雨時に被ばく線量が高くなると想定される場合のフィルタベントの手順・運用について整理して説明した資料を提出すること。
- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・ ベント実施手順における現状の整理と今後の対応方針について